

軽自動車税(種別割)標識交換申請書 記載要領

- 1 この申請書は、大阪・関西万博図柄入り標識へ交換を希望する原動機付自転車1台ごとに作成してください。
- 2 「種別」欄の該当箇所の□(チェック欄)に✓を記入し、「現在お持ちの標識番号」欄を記入してください。
- 3 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、「所有者」の欄を記入し、「使用者」の欄は「□所有者と同じ」に✓を記入してください。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来られた方が納税義務者の方である場合は、「□所有者と同じ」または「□使用者と同じ」のいずれかに✓を記入してください。
納税義務者以外の方である場合は、「□上記以外の方」に✓を記入し、各項目を記入してください。

図柄入り標識・記念品交付に関する 注意事項

交換を希望される方へ

- 「大阪・関西万博図柄入り標識」への交換は、同一車両・同一納税義務者様において1回限りで行えます。
- 本市が交付する原動機付自転車の標識(ナンバープレート)の番号は、受付順で交付しています。現在の標識番号の引継ぎ、希望番号の指定やお渡しした番号からの変更はできません。
- 取得された「大阪・関西万博図柄入り標識」は、今後、ご希望による「通常標識」への交換はできません。大阪・関西万博が終了した後も、「通常標識」への交換はできませんのでご了承ください。
- 標識交換により、標識番号が変更になることで自動車損害賠償責任保険等の変更手続きが必要であるか、ご自身で保険会社へご確認いただき、ご対応をお願いします。また、標識の取り外しや取り付けもご自身で行ってください。
- 「記念品」は、盗難に遭われたり、紛失や破損したとしても、再交付はできませんのでご了承ください。
- 「記念品」は、「大阪・関西万博図柄入り標識」を取得された記念としてお渡ししますので、売却することはお控えください。

届出者の方へ

- 「大阪・関西万博図柄入り標識」へ交換された方へお渡しする「記念品」を、納税義務者の方へお渡しください。
納税義務者の方へお渡しいただく前に、盗難に遭われたり、紛失や破損したとしても、再交付はできませんのでご注意ください。